

## さいたま市見沼区市民活動ネットワーク事業補助金について

見沼区では、見沼区市民活動ネットワークに登録している団体が実施する公益的な事業に対し、補助を実施しています。

### 1 補助対象事業

次の要件をすべて満たす事業が補助対象事業となります（団体の運営に対してではなく、団体が行う事業に対して補助します）。

- (1) 団体の目的・活動内容に沿った事業
- (2) 見沼区内で実施される事業
- (3) 見沼区民の誰もが参加できる事業
- (4) 次のいずれかに該当する事業
  - ①見沼区の特性・特徴を活かした魅力あるまちづくりのための事業
  - ②見沼区民のコミュニティの醸成を図るための事業
  - ③見沼区の地域交流を図るための事業
  - ④その他区長が特に必要と認める事業
- (5) 当該年度内に完了する事業
- (6) 次のいずれにも該当しない事業
  - ①営利を目的と認められるもの
  - ②宗教的又は政治的な活動や宣伝と認められるもの
  - ③見沼区内の一部地域の住民を対象とするもの
  - ④本市の他の補助金を受けて実施するもの
  - ⑤公序良俗に反すると認められるもの
  - ⑥暴力団が実施するもの
  - ⑦会員（役員等を含む。）のうちに暴力団員に該当する者がある団体が実施するもの

### 2 補助金額

補助金の額は、補助対象となる経費の2分の1以内で、20万円を限度とします。

（※ 千円未満の端数は、切り捨てです。）

【例】事業経費の総額 265,000 円のうち、補助対象外となる経費が 30,000 円の場合

・補助対象経費  $265,000 - 30,000 = \underline{235,000}$  (円)

・補助金の額  $\underline{235,000} \times 1/2 = 117,500 \rightarrow \underline{117,000}$  (円)

(千円未満切捨)

### 3 補助回数

- (1) 同一団体への補助は、1年度につき1回限りとします。
- (2) 同一団体の実施する補助対象事業のうち、区長が同一と認める事業への補助は、通算して3回を限度とします。

#### 4 補助対象経費と補助対象外経費

費目	補助対象となる経費の例 (○)	補助対象とならない経費の例 (×)
報償費	外部講師や指導者への謝礼等	支出先が明確でないクオカードや図書券などの金券等
旅費	外部講師や指導者の交通費等	参加者の交通費等
消耗品費	事業に係る資料、パンフレットの用紙代、材料費等	事業以外に使用する資料等の用紙代、材料費等
食糧費	外部講師や指導者へのお茶・弁当代	団体構成員・参加者への飲食代
印刷製本費	事業に係るチラシ、ポスター等の印刷代	事業以外に係るチラシ、ポスター、団体宣伝用パンフレット等の印刷代
通信運搬費	事業に係る資料を送付するための切手代等	事業以外に係る資料を送付するための切手代等
委託料	事業の一部を事業者等へ委ねる場合に要する費用等 (企画、会場設営・運営、警備、看板・チラシ・ポスター・ホームページ等の制作、広告掲載等)	事業の全部を事業者等へ委ねる場合に要する費用
保険料	来場者・参加者保険等	事業期間以外の長期にわたる保険、参加料の中で賄われる参加者保険等
使用料及び賃借料	事業期間に係る会場使用料、機器類の賃借料等	事業以外や事業期間以外の長期にわたる会場等の使用料及び賃借料
備品購入費	事業用品等の購入代等	パソコン、プリンター、コピー機等、団体の運営に通常使用が可能な備品購入代

- ※ 補助対象となる事業に要する経費に限ります。  
(団体運営・その他の事業に要する経費は補助対象外となります。)
- ※ 補助金の交付決定後に支出された費用が補助対象経費となります。  
(交付決定通知前の日付の領収書は補助対象外となります。)
- ※ その他、補助対象とならない経費の例を挙げます。
  - ・ 団体維持、運営に関する経費 (団体構成員等に支払われる人件費、事務所の光熱費等)
  - ・ 団体のみが利益を受ける資産形成につながる経費
  - ・ 支出目的が不明確なもの (ガソリン代、電話代等)
- ※ 領収書等により、内容・支払元・支払先・支払日・金額を明らかにすることが必要です。  
領収書のないものは、経費と認められません。
- ※ 旅費は実費とし、旅行の日付、交通手段、出発地・到着地、経路情報などを明確にしてください。また、原則として、最も経済的で通常の経路および方法による旅行の場合の旅費を基に計算した額となります。
- ※ 補助対象経費の支払いにクレジットカードを使用し、ポイントが付与されたとき、又は補助対象経費の支払いを現金で行い、ポイントカードにポイントが付与されたときは、その支払いをした経費は、補助対象経費として取り扱うことはできません。ただし、補助対象経費に付与されたポイントを現金換算することができる場合は、その金額分を補助対象外経費として減額し、その残額を補助対象経費として取り扱うことができます。